

令和6年度奨学給付金のお知らせ

鹿児島県では、家庭の状況にかかわらず、私立高等学校等に在籍する高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担(教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等)を軽減するため、返還不要の「奨学給付金」を支給します。

授業料の負担を軽減する「就学支援金制度」とは、別の制度です。

対象となる世帯は、**毎年度、申請手続が必要**ですので、忘れずに申請してください。

なお、新入生で前倒し支給を申請された場合も、7月分以降の給付は令和6年7月1日を基準日として支給要件を確認するので、再度申請が必要になります。

また、家計急変世帯で令和6年7月2日以降に家計急変があった対象については随時の受付となります。

1 対象となる世帯と支給

(1) 令和6年7月1日現在において、次の①～④のすべてを満たす世帯

- ① 高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有していること。
※県外在住の場合は、在住する都道府県にお問合せください。
- ② 生活保護(生業扶助(高校生は、高等学校等就学費)が措置されている)世帯、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯又は家計急変による経済的理由から保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割額のいずれも非課税世帯に相当すると認められる世帯。
※ 定額減税後の額で判断します。
- ③ 高校生等が高等学校等就学支援金の受給資格者又は学び直し支援金の支給対象者であること。
※学校の所在地は県内外を問いません。
- ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されていないこと。(里親委託費を受給していないこと。)

※ 保護者等とは、保護者(親権者)、親権者が存在しない場合は未成年後見人や生徒の生計をその収入により維持している方、又は生徒本人等をいいます。

(2) 支給額は次の世帯区分に応じて、対象生徒1人へ支給

世帯区分	生活保護(生業扶助)受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 ※家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む		
		通信制 専攻科	通信制・専攻科以外※	
			第1子	第2子以降
支給額 [年額]	52,600円	52,100円	142,600円	152,000円
支給額 [前倒し給付申請者]	39,450円	39,075円	106,950円	114,000円
支給額 [家計急変世帯 (7月2日以降)]	年額(52,600円) ÷12月×(対象月数)	年額(52,100円) ÷12月×(対象月数)	年額(142,600円) ÷12月×(対象月数)	年額(152,000円) ÷12月×(対象月数)

- ※ 対象生徒が通信制、専攻科以外の高等学校等に在籍する場合は、世帯の構成員の状況によって支給額が異なります。詳しくは、5ページを御覧ください。
- ※ 前倒し給付は4～6月分相当額を支給することから、7月以降も受給の要件を満たす場合、通常支給分申請時に再度申請書を提出することで7～3月分の相当額(年額－前倒し支給額)が支給されます。
- ※ 7月2日以降に家計急変があった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じた支給額となります。なお、支給額算定において端数が生じた場合、小数点以下は切捨てとなります。

2 申請期限と申請方法

令和6年8月30日(金)までに在籍する私立高等学校等へ提出してください。

- ・ 受給認定の基準日は、令和6年7月1日となります。
提出する書類についても令和6年7月1日以降に発行されたものを提出してください。
- ・ 家計急変世帯については、令和6年7月1日までに家計急変があった場合は基準日を令和6年7月1日として上記申請期限と同様に令和6年8月30日(金)までに在籍する私立高等学校等へ提出してください。
令和6年7月2日以降に家計急変があった世帯については随時の提出となり、最終の申請期限の令和7年2月28日(金)までに鹿児島県に到着するように、在籍する私立高等学校等へ提出してください。

3 支給時期と支給方法

令和6年12月頃(予定)に申出のあった保護者等の口座に振り込みます。

- ・ 令和6年7月2日以降に家計急変があった世帯は、12月以降の支給となります。
- ・ 審査状況及び支給決定の時期によって、変更する場合があります。
- ・ 支給決定は、審査後、学校等を通じて支給決定通知書を送付します。
- ・ 支給決定通知書が届く前に支給日について鹿児島県や学校にお問い合わせいただいても回答はできませんのでご了承ください。
- ・ 授業料以外の学校徴収金と相殺するため、在籍する学校設置者に支払うことも可能です。ただし、学校設置者の了解が必要です。

4 注意事項

- 1 給付金は生徒の教育費に利用してください。
- 2 4月～6月分の前倒し支給を受けた新入生で、7月以降の給付金について申請する場合は再度申請を行う必要があります。
- 3 申請書を提出しても支給対象要件を満たさない場合、給付金は支給されません。
- 4 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校又は県に連絡してください。
- 5 申請書の記載と異なる事実が判明したとき、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたときは給付金を返還することとなります。

5 問い合わせ先

〒890-8577
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県学事法制課私立学校係
TEL:099-286-2146
受付時間:平日9:00～12:00 13:00～17:00

6 申請に必要な提出書類

(1) 生活保護(生業扶助)世帯及び非課税世帯

(ア) 申請者全員が提出する書類

書類名	添付書類
①私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)	受給申請書の記載住所が課税証明書と異なる場合、令和6年7月1日現在の居住地が確認できる申請者の住民票(マイナンバーの記載がないもの)を添付
②通帳の写し貼付台紙(第2号様式) ※保護者等の口座に振込を希望する場合	振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ)の記載ページ)を添付 ※通帳名義は、申請者の口座名義となります。
②奨学給付金委任状(第3号様式) ※学校徴収金と相殺を希望する場合	

※②は、選択する支給方法により異なります。

(イ) 世帯区分に応じて必要となる添付書類

書類名	生活保護(生業扶助)受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯を除く。)		
		通信制専攻科	通信制・専攻科以外	
			第1子	第2子以降
③生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2号) ※令和6年7月1日以降に発行されたもの ※生業扶助(高校生の場合は、高等学校等就学費)の受給が分かるもの ※福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書で生業扶助(高校生の場合は、高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合は、代用も可とする。	●			
④保護者等全員の課税証明書 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かるもので、 <u>扶養控除等が省略されていないもの</u> ※課税証明書は市役所・町村役場で発行 ※課税証明書は令和6年度の提出が必要 ※鹿児島県内の私立高等学校等に在籍の場合は、高等学校等就学支援金申請時に学校等へ提出した課税証明書の写しで可(学校等において複写したものでも良い。)ただし、鹿児島県外の私立高等学校等に在籍の場合は、原本の提出が必要 ※家庭の事情により、やむを得ず保護者等全員の課税証明書を提出できない場合は、提出可能な保護者等の課税証明書で可 ※保護者である両親のうち片方が扶養控除対象者である場合であっても課税証明書の提出の省略はできない。		●	●	●

(ウ) 申請に必要な提出書類(まとめ)

生活保護(生業扶助)受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯		
	通信制・専攻科	通信制・専攻科以外	
		第1子	第2子以降
①②③	①②④	①②④	①②④

※その他、家庭の状況などに応じて他に添付書類が必要となる場合があります。

(2) 家計急変世帯として申請する場合

書類名	添付書類
①私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	受給申請書の記載住所が課税証明書と異なる場合、申請者の住民票(続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)を添付
②通帳の写し貼付台紙(第2号様式) ※保護者等の口座に振込を希望する場合	振込先の通帳の写し(金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号, 口座名義(カタカナ)の記載ページ)を添付 ※ 通帳名義は, 申請者の口座名義となります。
②奨学給付金委任状(第3号様式) ※学校徴収金と相殺を希望する場合	
③家計急変の発生事由を証明する書類	離職票, 雇用保険受給資格者証, 解雇通知書, 破産宣告通知書, 廃業届出等
④家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	直近の課税証明書の写し等(家計急変前), 会社作成の給与見込み, 直近の給与明細, 税理士又は公認会計士の作成した証明書类等
⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類	続柄の省略されていない扶養親族分の住民票(マイナンバーの記載がないもの), 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等(④と併せても可)

※その他, 家庭の状況などに応じて他に添付書類が必要となる場合があります。

高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

●子ども一人世帯	
 【全日制等】（第1子） 私立 142,600円	
 【全日制等】（第1子） 私立 142,600円	 扶養されていない
●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）	
◎高校生等が2人いる世帯の場合	
 【全日制等】（第1子） 私立 142,600円	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">給付額の増額</div>  【全日制等】（第2子） 私立 152,000円
 【通信制・専攻科】 私立 52,100円	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">給付額の増額</div>  【全日制等】（第2子） 私立 152,000円
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> (注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。 </div>	
◎高校生等以外の子どもがいる場合	
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">給付額の増額</div>  【全日制等】（第2子） 私立 152,000円	
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">給付額の増額</div>  【全日制等】（第2子） 私立 152,000円	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">給付額の増額</div>  【全日制等】（第2子） 私立 152,000円
 扶養されている	

別記

第1号様式(第5条関係)

【記載例】①「私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」1枚目

令和〇年 〇月 〇日

前倒し給付を受けた場合と受けていない場合でチェックするところが変わります。

高等学校等奨学給付金受給申請書

家計急変世帯はこちらにレ点を記入します。

奨学給付金の支給対象となる高校生等の保護者等の氏名、住所・連絡先等を記入してください。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> ※全学年選択可 年額支給 (基準日 7月1日)	<input type="checkbox"/> ※新入生のみ選択可(年2回の申請が必要となります。) 4月から6月相当額支給 (基準日 4月1日)	<input type="checkbox"/> 7月から翌年3月相当額支給 (基準日 7月1日)	<input type="checkbox"/> 家計急変世帯
フリガナ	カゴシマ タロウ			
申請者氏名	鹿兒島 太郎		高校生等との関係(いずれかに○印)	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他() ※親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者を含みます。
申請者住所(基準日現在)	〒 890-8577 鹿兒島県鹿兒島市鴨池新町10-1 【連絡先 ※昼間に連絡の付く電話番号を記入してください。】 000 - 000 - 000			

【1】奨学給付金の支給対象となる高校生等

フリガナ	カゴシマ コウメ	生年月日	S 〇〇年 〇月 〇日 (満 〇〇 歳)
氏名	鹿兒島 小梅		H
学校の名称	〇〇高等学校 〇〇科		学 年 第 〇 学年
学校の種類・課程・学科(いずれかの□にレ点)	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 高等学校(通信制) <input type="checkbox"/> 高等学校(専攻科) <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程:昼間・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程:昼間・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程:通信制学科) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程:通信制学科)		
学校の所在地	鹿兒島 都道府県 鹿兒島 市町村 鴨池新町1234-5		
在学期間	R 6 年 4 月 1 日 ~ 現在	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
過去の高等学校等における在学期間	学校の名称	在学期間	学校の種類・課程・学科
	〇立〇〇高等学校	R4年4月1日 ~ R6年3月31日	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> その他(全日, 定時) (1~2 年) <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> その他(全日, 定時)

小・中学校は除きます

奨学給付金の受給回数は通算で3回です。(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回)ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者については、この回数に最大2回を加えます。

【2】誓約事項

申請に当たり、以下の①及び②の内容を確認のうえ、

① 共通

次の6点を確認し、□にレ点を記入してください。

- この申請書に虚偽の記載があることを知りながら提出した。
- この申請書の提出後、事実と異なる内容で申請した。
- 私自身、奨学給付金の申請を行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。

誓約事項をよくお読みになり、確認されたら、□にレ点を記入してください。

- 当申請の内容について、県が必要に応じ給付金の受給の有無や所得状況、生活保護の受給状況等について関係する都道府県や市町村に照会し、情報提供を受けることに同意します。
- 当申請後に年収見込額の変更があった場合は、速やかに鹿兒島県へ報告し、同県の求めに従うことを同意します。

② 生活保護(生業扶助)の受給状況

基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況について、必ずどちらかの□にレ点を記入してください。

<input type="checkbox"/> 受給しています。 (生活保護受給証明書(生業扶助(高校生は、高等学校等就学費)の受給が分かるもの)を添付してください。) →【6】を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 受給していません。 →【3】以降を記入してください。
--	---

【5】扶養誓約

【記載例】①「私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」3枚目

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

この誓約の記載内容は、事実と相違ありません。

①被扶養者氏名	鹿兒島 春子	②被扶養者氏名	鹿兒島 小梅
①被扶養者との続柄	妻	②被扶養者との続柄	長女
③被扶養者氏名	鹿兒島 次郎	④被扶養者氏名	鹿兒島 桜子
③被扶養者との続柄	長男	④被扶養者との続柄	二女
⑤被扶養者氏名		⑥被扶養者氏名	
⑤被扶養者との続柄		⑥被扶養者との続柄	

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

添付する「通帳の写し」を確認しながら、記入してください。
通帳名義は申請者名義となります。

【6】奨学給付金の支給方法

1 奨学給付金の支給方法について、①か②のどちらかを選択して□に○を記入してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 (※ 以下に振込先を記入し、通帳貼付台紙(別記第2号様式)を添付してください。)
	金融機関	ゆうちょ <small>銀行・労金・信金 信組・相信・農協</small> 本・支店名 〇〇〇 本店・支店・支所 その他【 】
	預金種別 (どちらかに○)	普通・当座 口座番号 1234567 ※ 貯蓄預金口座への振込はできません。
	口座名義	カゴシマ タロウ ※ 通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入してください。
(注) 振込ができなくなりますので、口座の名義変更、解約及び支店変更等は入金を確認するまでは行わないでください。 なお、やむを得ず振込先口座の名義変更、解約及び支店変更等をされた場合は、速やかに学校を通じて御連絡ください。		
②	<input type="checkbox"/>	支給対象となる高校生等の授業料以外の教育費と相殺するため、在学する学校設置者へ支給手続を委任します。(学校に了解を得た上で、奨学給付金委任状(別記第3号様式)を添付してください。)

通帳の写し貼付台紙

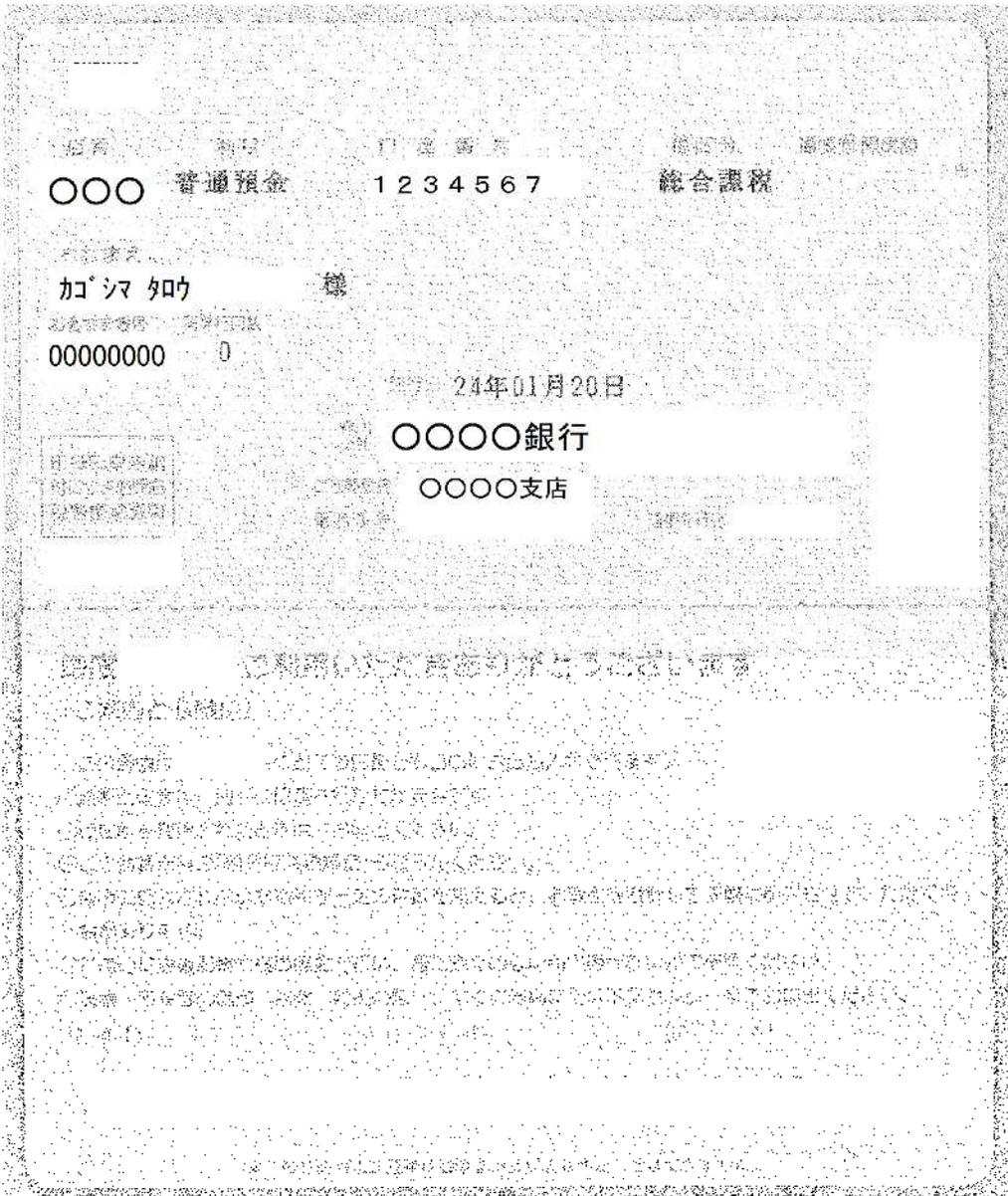
申請者氏名 鹿兒島 太郎
 ※ 奨学給付金受給申請者の氏名と同一
 生徒氏名 鹿兒島 小梅
 学校名 〇〇高等学校

「通帳の写し」を貼り付けてください。

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義の記載されているページの写しを添付してください。

※
ネ
シ

タ
ー
印
刷



※ 振込ができなくなりますので、口座の名義変更、解約及び支店変更等は入金を確認するまでは行わないでください。

なお、やむを得ず振込先口座の名義変更、解約及び支店変更等をされた場合は、速やかに学校を通じて御連絡ください。

【記載例】④「生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」

鹿児島県知事 殿

(市の福祉事務所長又は県の出先機関の長) 印

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

下記の世帯が，令和〇年□月△日現在，生活保護法（昭和25年法律第144号）
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証
明する。

市又は県の担当者に依頼してください。

世帯主氏名 〇〇 〇〇	住所 〇〇市〇〇1丁目1-1		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始年月日
〇〇 〇〇	世帯主	昭和51年1月1日生	平成19年6月1日
〇〇 ●●	長女	平成19年6月1日生	平成20年5月30日
<p>福祉事務所等発行する生活保護受給証明書により生業扶助 (高校生は、高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場 合は、代用が可能です。</p>			
証明書の使用目的 奨学のための給付金の受給手続きのため			
備考			

担当課名：〇〇課
連絡先：〇〇(△△)〇〇〇